

第3回意見聴取会議における各委員の発言内容（要旨）

○ 自転車保険の加入促進に係る周知等について

【A委員】

- ・ パブコメに対して意識の高い人だけが意見を出しているものと思われる。潜在的には、理解が不十分な人が多いのではないか。いつ被害者又は加害者になるか分からないから自転車保険は必要であることを周知するとともに、合わせて自転車の安全利用も今以上に教育しなければならない。我々も啓発等に協力していきたい。

【B委員】

- ・ 義務化によってどのように加入率向上につなげるかが課題である。周知を徹底する取組とともに、効果の検証が必要である。
 - **【京都府】** 加入率は100%を目標にしていく。事業所等が加入状況を確認する条文を設けているほか、アンケートにより加入状況を検証し、新たな啓発につなげていく。

【C委員】

- ・ 事業所や学校は保険義務化の話がしっかりできているように思う。しかし、（学校関係者等以外の）一般の方への広報が行き届いていない。交通安全団体と連携を深めていくことが大切である。京都市と京都府が同じ方法をとることが望ましい。

【D委員】

- ・ 自転車保険だけでなく、併せて自転車の安全利用の啓蒙活動を行うと効果的である。
 - **【京都府】** 交通安全教室において、自転車の危険性を訴えて保険の必要性を認識してもらおうなど、安全教育を徹底していきたい。

【A委員】

- ・ 自転車貸出事業者は保険情報提供が義務付けられるが、例えば外国人に対しては（啓発）文書を見せるだけでよいのか。具体的にどのような取組を考えているのか。
 - **【京都府】** 条例は、自転車にどのような補償がついているかを説明の上で貸し出してくださいということを求めている。
- ・ 外国人に対しては、保険情報やリスクについて記載されているリーフレットを見せるだけでよいと思う。
 - **【京都府】** 外国人の方とのコミュニケーションが大変だと思うので、その点に関しては外国語バージョンのリーフレット等を検討する。

【B委員】

- ・ 外国人には、既に通行禁止箇所等を示したパンフレット等が手渡されているので、保険の記載を付け加えるだけでよいのではないか。
- ・ 全国的に義務化している都道府県が少ない中、京都が義務化に取り組む背景には、観光客や外国人が多いことがあるものと思われる。実効性確保のためにも、自転車貸出事業者との連携・指導をしっかりと行ってほしい。
 - **【京都府】** 義務化のないところから来られる観光客や外国人もいる。なにより自転車を安全に利用してもらうのが大切なので、様々な方法を考えながら周知徹底を図っていききたい。

【E委員】

- ・ 京都市では外国人向けの様々なリーフレット等が用意されており、5～6枚のリーフレットを一度にお客様に渡すことになるので、ある程度整理することも必要である。

【F委員】

- ・ 京都市域では府と市の両方の条例が適用されるため、府と市が連携し、混乱がないように周知及び保険加入を進めていきたい。

○ 自転車保険の内容について

【G委員】

- ・ 自転車保険によって補償内容は様々であり、どの保険に加入すればよいか分かりづらい。内容を一律にはできないのか。また、内容が分かりやすい保険を作してほしい。

【A委員】

- ・ 自賠責保険は法律で定められているので一律にできるが、自転車については、全保険会社が同じ水準、同じ条件というのは法に抵触するので、一律にはできない。自転車利用者がどういった保険に入ったらいいかはこれからの広報に関わってくると思う。最終的には個人が判断して選択しなければならない。学校が加入できる保険はほぼ決まっているが、個人の場合はチェックシートを活用して自分に適した保険を見つける仕組みが必要と考えられる。保険の広報と継続的な情報発信が必要である。

○ 保険者等の加入促進等に係る義務及び努力義務について

【E委員】

- ・ 自分がどのような保険に加入しているかを把握していない人がほとんどであるから、加入している保険を把握することも併せて義務化するべきではないか。
 - **【京都府】** 加入している保険を把握することを義務化するのは困難であることから、チェックシート等で把握できるような取組を進めていきたい。
 - また、啓発は必要であり、保険加入により事故時の経済負担が軽減できることを訴えていきたい。

【H委員】

- ・ 京都市と府の条例で異なる点は、市が宅建業者に保険情報提供の努力義務を課している点だと思うが、他にも違いがあれば教えて欲しい。
 - **【京都府】** 自転車利用者に保険の加入を義務付けるというベースの部分は共通である。学校に対し、保険加入の確認や保険情報提供の努力義務を課している点も京都市と同じだが、京都府では、夜間に塾へ自転車で通塾することも考えられるため、塾に対しても努力義務を課している。

【H委員】

- ・ そうであれば、ほぼ同じような連携ができると思われるので、協力して実効性の確保に取り組んで欲しい。

【I委員】

- ・ 学習塾及び各種教室等にも努力義務が課されるが、範囲があいまいである。
- ・ 自分が対象に含まれるかどうかを判断できるような資料があれば、分かりやすいのではないか。
 - **【京都府】** 努力義務の対象範囲を幅広くして、実効性を担保する意図で規定している。

○ 自転車保険にかかる加入手続きについて

【E委員】

- ・ 自転車販売時に加入する保険は、加入者が伸び悩んでいる。原因は加入手続きが煩雑であることであり、手続きの簡素化が必要である。T S (※) 保険の加入者は伸びているが、加入が継続されない。
 - ※ T S 保険・・・自転車安全整備士が点検整備した安全な「普通自転車」に傷害保険と賠償責任保険が付帯されるもの。(有効期間：点検整備後1年間)

【I委員】

- ・ 手続きを変えるということはルールを変えないといけないということになるのではないか。

【E委員】

- ・ ルールを変えるというよりやり方だと思う。例えば、レンタサイクルをやっているところだと、自転車に掛ける保険と人に掛ける保険があるが、ある程度手続きを簡素化しないと伸び悩むと思う。

【A委員】

- ・ 法令上の縛りがあるため簡素化は難しい。役所（法令）の求めるハードルが高いため、ルールどおりに作ると、どうしても煩雑になる。

【I 委員】

- ・ 自動車保険の場合は、ユーザーが特別に意識をしていなくても、ディーラーが保険の継続について何かと世話を焼いてくれるが、自転車の場合も同様にはならないのか。

【A 委員】

- ・ 自動車保険の場合は、満期となる2～3ヶ月前には案内状がユーザーに届く。自転車保険の場合も全てではないかもしれないが、はがきやメールなどで案内がくる。問題はTSマークである。毎年必ず点検を受けるわけではないので、いつの間にか保険が切れることになりやすく、自転車を店で整備する機会がないと保険切れに気付かない。補償についても限られたものになるので、検討の余地はあると思う。

○ その他

【A 委員】

- ・ 先行して義務化している自治体では、どのような保険に加入すればよいかの問い合わせが多いようである。それに関連して、どのような保険があるのか調べようと「自転車保険」をインターネットで検索すると、「〇〇県の自転車保険」というホームページが上位にヒットし、クリックすると、「まずは会員に」というページに入る。自転車保険を調べているはずが、いつの間にか特定の団体等への加入勧誘と誤解されないよう十分注意してもらいたい。

→【京都府】 今回の条例は何らかの保険に加入していただければそれで義務を履行したことになる。現段階で紹介自治体のようなことは考えていない。

【I 委員】

- ・ 10月1日施行予定とのことであり、期間が短いですが、実務的には問題はないか。
→【京都府】 10月1日に設定したのは、混乱を避けるため、先行している京都市に合わせたもの。